

大泉町立保育園の公私連携型保育所
移行ガイドライン

大泉町 教育部 こども課

令和 4 年 1 月

1 ガイドラインの目的

大泉町では、町立保育園の公私連携型保育所への移行による民営化を進めていくこととしました。そこで、公私連携型保育所への移行に関し、一定の基準を示したガイドラインを策定しました。

このガイドラインは、保育所の設置・運営主体や事業者選定をはじめ、職員配置や保育内容など大泉町が指定する条件、移行のための準備期間、事業者決定後や移行後の保護者・事業者・町との三者による話し合いについてなどの基準を定め、保護者・事業者に広く示すことにより、保護者の不安を解消して円滑な移行を図るとともに、より良い事業者の参入を促すことを目的としています。

2 公私連携型保育所への移行に対する基本的な考え方

(1) 公私連携型保育所への移行の進め方

公私連携型保育所への移行を推進していく上で、保護者の理解や協力は必要不可欠なことであり、適宜、移行に関する情報を公開するとともに、保護者に対する説明や意見の聴取の機会を確保します。移行するにあたり、子どものことを重視するなど、保護者の不安を解消し、円滑な移行を図ります。

(2) 移行対象園の選定

移行対象園の保護者や、新たに保育園に入園を申し込まれる保護者に配慮し、移行対象園は、建築年数、地域性や園児の充足率などを基準として、できる限り早い時期に決定し、公表することとします。

また、公表は移行対象園の保護者だけでなく、広く町民に行うこととし、移行対象園の保護者に対して説明会を開催いたします。

(3) 移行対象園の用地・建物等

移管後の保育園運営の安定性や継続性に配慮し、保育園用地については無償貸与とし、建物や備品等については無償譲渡とします。

(4) 事業者の公募

より優良な事業者を確保するために募集方法は、公募によるものとします。また、多くの事業者が公募情報を得られ、余裕をもって応募することができるように2か月程度の応募期間を確保します。

(5) 事業者の選定

事業者の選定にあたっては、保護者や学識経験者、保育現場経験者等を含めた選定組織を設置し、企画提案方式（プロポーザル）により選定します。

(6) 事業者選定基準

事業者の安定性や継続性ととも、保育の質を維持・向上できるより優良な事業者を選定します。

選定にあたっては以下の点を重視します。

- ・ 児童福祉の理念・公共性・公益性を持った事業者であること。
- ・ 多様な保育ニーズに対応するため、町が指定する条件に基づき、保育サービスを実施すること。
- ・ 保育の方針や内容が子ども本来の発達や育ちを重視し、子どもを中心とした良好な保育を行うこと。
- ・ 保育の質を高める職員体制が確保できること。
- ・ 資金計画や事業運営において健全性や透明性を確保していること。

(7) 町が指定する条件

町が指定する民営化の条件は、次のとおりとします。

①運営全般

- ア 選定された設置運営主体が、自ら保育園を運営すること。
- イ 移管を受けた土地や建物、備品等は、当該保育園における保育以外の目的に使用しないこと。
- ウ 移管前に雇用されていた会計年度任用職員（臨時保育士等）が移管後も就労を希望する場合は、引き続き就労できるよう、その採用について配慮すること。
- エ 移管後は、保護者や地域住民の要望に適切に応じ、地域の特性を活かした運営に努めること。

②職員配置

- ア 保育にあたる職員は、保育士の資格を有するものであること。
- イ 園長と主任保育士等は、幹部職員としての能力と経験を有するものとともに、当該保育園の専任職員とする。

③保育内容

- ア 特別保育を実施すること。
- イ 地域子育て支援事業に取り組むこと。
- ウ 第三者評価*を実施し、保育内容の充実に努めること。
- エ 職員の研修や保育園相互の交流に努め、保育の質の向上を図ること。

④保育所定員

移管後は、移管前の町立保育園の定員を上回るよう、認可定員の拡大や定員の弾力化を図ること。

*第三者評価：社会福祉法人等の事業者の提供するサービスの質を事業者や利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業をいいます。

(8) 事業者の決定と公表

事業者の決定と公表から民営化移行まで1年以上の期間を確保します。なお、運営事業者決定後、他の保育園への転園を希望する在園児の保護者については、他の保護者との公平性を損なわない範囲で転園がしやすくなるよう、配慮します。

3 引継ぎ

(1) 移管計画の策定

移管のための準備期間として1年以上を確保し、事業者の引継ぎや保護者の理解等、十分な準備ができるような計画を策定します。

(2) 保育内容の継続と拡充事項の履行の義務付け

保育水準の維持・向上や保護者の不安の軽減のため、保護者の意見等も聞きながら、現在の町立保育園の一定の保育内容を継承するために継続する事項や、あらたに拡充する保育サービスを提示して、移管後の履行を事業者に義務付けることとします。

(3) 三者による話合いの場の設置

円滑な引継ぎを行うためには、保護者・事業者・町の信頼関係を築くことが重要であることから、事業者の決定後、速やかに、保護者・事業者・町の三者による話合いの場を設置します。

(4) 引継ぎ保育の実施

移管の際には、保育士等の職員が入れ替わること等による保育環境の変化により、子どもたちへの影響を最小限にする必要があります。

このため、子どもたちが新しい保育士に慣れ親しむことができるように、一定の期間、事業者の職員と移行対象園の職員が合同で保育に携わる期間を設けます。引継ぎ保育の期間中に、個々の子どもの様子などの把握に努め、きめ細かく対応しながら引継ぎを行っていきます。

引継ぎ保育の期間は、移管前3か月以上、事業者の職員が移行対象園に勤務します。また、移管後には必要に応じて、町の職員を移管後の園へ派遣することで円滑な引継ぎに努めていきます。

(5) 町による進行管理

町は、移行準備期間や引継ぎ保育期間において、計画どおりに引継ぎが行われているか、逐次、進行管理を行うとともに、問題が生じた場合には、必要な改善、指導はもとより、問題解決に向け努力します。

4 移管後の町の役割

(1) 協定書の締結

事業者と協定書を締結し、運営等に関与していきます。

(2) 三者による話合いの場の継続

保護者・事業者・町との三者による定期的な話合いの場を当分の間継続して行います。移管した園において問題が生じた場合には、町が解決に向け努力します。

(3) 移管した園の評価と情報の公開

町は移管した保育園に対して、保育内容等の条件が守られているか、指導監査を実施するとともに、福祉サービスの「第三者評価」の受審を事業者に義務付け、第三者の視点による移行園の評価を行います。また、この評価を公開するものとし、情報の開示に努めていきます。

(4) 存続する町立保育園

移管する園の職員（会計年度任用職員を除く）を存続する町立保育園に集約することにより、一時保育、病児・病後児保育、休日保育、延長保育などの特別保育に取り組み、これまで以上の保育の充実を図るとともに、特別の支援を必要とする障害児などの保育を積極的に推進します。

(5) 移管後の子育て支援策

民営化により新たに生み出される財源の一部は、一時保育、病児・病後児保育、休日保育、延長保育などの特別保育の実施や新たな子育て支援サービスの財源に充てていきたいと考えています。